平成30年秋の年次公開検証(「秋のレビュー」) (3日目)

下水道事業のPFIの推進

平成30年11月15日 (木)

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会:山根行政改革推進本部事務局次長

評価者:佐藤主光評価者(取りまとめ)、石田惠美評価者、左三川郁子評価者、

山田肇評価者、横田響子評価者

府省等:内閣府、国土交通省、総務省、財務省

○山根次長 下水道事業の PFI の推進ということでございます。

まず、評価者を御紹介いたします。

一橋大学国際・公共政策大学院教授の佐藤主光様でございます。

日比谷見附法律事務所弁護士・公認会計士の石田惠美様でございます。

日本経済研究センター研究本部金融研究室長兼主任研究員の左三川郁子様でございます。

特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム理事長の山田肇様でございます。

株式会社コラボラボ代表取締役、お茶の水女子大学客員准教授の横田響子様でございます。

出席省庁は、内閣府、国土交通省、総務省でございます。

まず、行革事務局から説明します。

○事務局 資料をお開きください。1ページ目、下水道事業の概要でございます。下水道 自体は身近なものでございますけれども、それがどう運営されているかということはそれ ほど自明ではないと思いますので、簡単に御紹介させていただきます。

下水道の収集システムという絵がございますけれども、こちらにありますとおり、下水道は3つのコンポーネントからできておりまして、1つは下水を流す管路、管路から流れてきた下水を終末処理場まで流すポンプ場、それから、終末処理場という3つのコンポーネントから成っております。そうした下水道のシステムがどのように設置されているのかということが左の図でございます。大きく分けて、流域下水道というやり方、これは、市町村を超えて下水道システムを設置する場合。それから、市町村としての公共下水道という、一市町村の中で下水を処理して河川に流していくというシステムの2つに大きく分かれております。

2ページ目が下水道事業に投入された国費の推移でございます。本来であれば、下水道事業費自体をこちらの表にしたかったのですが、そちらのデータが無いということで、国費のデータをとらせていただいております。国の下水道事業の予算は現在 5000 億円程度で推移をしてございます。こちらで御説明させていただきたいのは、これまで下水道の整備というものは、平成に入ってから大分整備が進んで、今後は整備から維持管理、つまり、下水道事業の経営をどうしていくかが今後の課題になってくるということでございます。

3ページ目をお開きください。下水道事業における PPP/PFI の現状・コンセッションの

事例でございます。PPP は Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)、PFI は Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)ということでございますけれども、左の箱の中にありますとおり、大きく PPP/PFI という民間資金・活力を活用したインフラの運営ということで幾つか種類がございます。一番プリミティブなものが、一番上にあります包括的な民間委託でありまして、こちらにつきましては、現在、地方公共団体も、例えば団塊の世代の方が退職されて人手不足になっていく中で、活用が大分進んできているところでございます。

一方で、上から4番目の箱のコンセッション方式、こちらが今日の御議論の中心になってこようかと思いますけれども、下の方に書いてございますが、管理者、大抵の場合は地方自治体ですけれども、地方自治体が運営権者、つまり、民間企業に対して下水道事業の運営権を提供する。それに基づいて民間企業が下水道事業を運営し、その収益は下水道の利用料金に基づいていくというものがコンセッション方式でございます。下水道は、使用料金を徴収する業務ですので、こうしたコンセッション方式が概念的には適用し得るのですが、現在のところ、日本の中ではまだ1団体しか導入が進んでいない状況でございます。その1団体であります浜松市のコンセッションの例が右側に書いてございまして、実際に導入をすると、こちらにありますとおり、業務の効率化が進むということは確認されているところでございます。

資料の4ページ目をお開きください。こうしたことで、政府としては、これまでから下 水道のコンセッション化を推進したいと考えております。

一番上の箱の中ですけれども、経済財政運営と改革の基本方針 2018 の中でも、赤字のところですが、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化をしながら、最終的には、コンセッションを初めとする多様な PPP/PFI の導入を進めていきたいというのが政府の方針でございます。

こうしたことが、その下の箱にあるアクションプランの中でも書かれているところでございまして、一番下の行になりますけれども、政府としては、6件の実施を進めていきたいという方針でおります。

そうした方針に基づいて、現在どのように進捗しているのかが下の箱でございまして、 1つ目の公営企業会計の導入につきましては、人口3万人以上の団体につきましては2020 年度までに適用、それ以下の団体についても、できる限り適用するということが国土交通 省から自治体に対して示されているところでございます。広域化・共同化につきましても、 2020年までに各都道府県が広域化・共同化に対するそれぞれの都道府県における計画を立 てていただくということを国土交通省からお示しをしているところでございます。

そうした状況で、コンセッション事業の進捗状況ですが、現在、浜松市を含めると7つのところで、実施あるいは実施に向けた検討が進んでいるというのが現状でございます。

5ページ目をお開きください。論点ということで、1つ目は、広域化・共同化は、PPP/PFIの推進に非常に資するということですけれども、こうしたものについて国としてどのよう

に取り組んでいくべきか。2つ目の論点として、そうした PFI のコンセッション導入を推進していくに当たり、どのような取り組みを行っていくか。そうしたことを御議論いただきたいと思います。

説明は以上です。

- ○山根次長 次に、内閣府、お願いします。
- ○内閣府 内閣府でございます。

お手元の内閣府の資料を御覧ください。 1ページでございます。 PPP/PFI の概念図をお示ししております。まず左側、PPP が Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) ということで、広い概念になっております。先ほど(行革事務局の)資料の説明の中でもございましたけれども、包括的民間委託といったものは PPPの方になります。やや右下の紫色に近い色で塗られた「類型IV」でございます。 PPP の中で、PFI に基づいて、特に民間の資金を活用して、ノウハウも活用するのですが、実施する方法が PFI (Private Finance Initiative) ということになります。

この中で赤い枠で囲っているものですけれども、コンセッション事業あるいはサービス 購入型の PFI 事業といったものがございます。収益型の事業も下水道の分野でも実施して いるところがございます。

ポイントは2ページの方、骨太の方針、未来投資戦略と同じ日ですけれども、6月 15日に取りまとめられた PPP/PFI 推進アクションプラン(平成 30 年改定版)でございますが、その中で特にコンセッション事業等の重点分野ということで、下の部分、特に赤い枠で囲んだ部分です。下水道については、具体的検討、資産の評価などを行うところについて、6件着手したということで、具体的な検討の達成はできているのですけれども、実施方針を策定するという目標を平成 31 年度までということで掲げて、更に高みを目指して取り組んでいるところでございます。詳細はまた(国土交通省)下水道部の方からございます。

また1枚めくっていただきまして、先ほどの資料と重複する下水道の部分は割愛いたします。特に空港の方がかなり進捗しています。御案内のとおり、大型の案件などもあるわけですが、例えば鳥取空港、南紀白浜空港ですとか、最初にスタートした但馬空港もそうですけれども、地域の足としてなかなか収益性が十分出ない部分についてもコンセッションということで、スタートあるいはスタートに向けて準備をしているところでございます。

最後、4ページで支援措置を簡単に御紹介させていただいております。内閣府といたしましては、特に事業の検討段階の PPP/PFI の手法の導入の検討を行っていくための支援、そういった形で専門家の派遣あるいはワンストップ窓口などと併せて支援をさせていただいているところでございます。

最後に下水道のコンセッションについては、先ほどございましたように、浜松市の1件でございますが、特に課題となっているところがどういったところかということですけれ

ども、私も、実は案件形成に国土交通省と連携して、実際に訪問をしているところですが、今月上旬に1か所、ある自治体を訪問いたしました。PFI は是非やりたいということですが、コンセッションについてはなかなか踏み切れないという話がございまして、そこは地方自治体の多様なPPP/PFI の中から選んでいただく。広域化なども選択肢の一つですけれども、できる限り、より高みを目指して、更に PFI、更に進んだコンセッションにも取り組んでいただけるように、まずは包括的民間委託を実施するということでもちろんいいのですけれども、更にその取り組みを進めていっていただければと、我々もこの支援をしていきたいというところでございます。

以上でございます。

- ○山根次長 次に、国土交通省、お願いします。
- ○国土交通省 国土交通省でございます。

国土交通省の資料をお開きいただきまして、1ページをよろしくお願いします。下水道 分野におけます PPP/PFI の実施状況でございます。先ほどの行革事務局の資料とかぶりま すが、簡単に御説明させていただきます。

最初にありますように、下水道の施設につきましては、実際に管理の委託は9割以上、 民間委託の導入が進んでいるところでございます。一方で、包括的民間委託、複数業務を パッケージした複数年契約というところでございますが、これにつきましては、現状、450 件導入ということで、徐々にではありますが、広がっているところでございます。特に処 理場につきましては、約2割を超えるような包括委託が進んでいる状況でございます。

箱の〇の4つ目でございますが、今、御議論がありました新たな PFI 方式であるコンセッションにつきましては、下水道第1号として浜松市がこの4月にまさに事業を開始されたところでございます。併せまして、現在、幾つかの自治体で導入の検討が進んでいますが、そのうち高知県須崎市につきましては、今年8月に募集要項を公表しまして、今後、業者選定の手続きに入っていくという段階まで進んでいるところでございます。そのほか具体的な取り組みを進めている自治体があるということで、国交省としましても、そういった自治体の検討が進むようしっかり支援しているところでございます。

2ページをお開きください。PPP/PFI 導入に関する支援状況でございますが、左側にございますように、包括委託、それから、特にコンセッションになりますと、各自治体が初めての取り組みということで、案件形成に向けた情報・ノウハウが不足しているということで、こういったものをできる限り共有していこうという取り組みを国の方でもさせていただいております。

左側の上にありますように、検討会の設置あるいは官民連携の相談窓口といったものを 個別に開きまして、一元的な相談を受け付けるということですとか、全国のブロックごと に説明会に回って直接、取り組みの状況あるいは新しい動きを御説明して回るということ をきめ細かく対応しているところでございます。併せまして、包括委託あるいはコンセッションといったものの具体的な導入の手順、取り組みの方法といったガイドライン、あるいは取り組みが進んでいるものにつきましては事例集を取りまとめまして、地方公共団体に提供し、検討に資するような促しをしているところでございます。

右側でございます。財政的支援でございますが、特に新しい取り組みということで、まず、導入検討をどうやったらいいかというところで、もちろん自ら自治体の中でも検討はされるわけですが、併せて詳細な検討となりますと、専門家に頼るという部分もございます。そういった部分につきましては、国交省としましても支援をしているところでございます。また、社会資本整備総合交付金につきましては、PFI事業についても交付金の支援対象としているとともに、この交付金自体の交付要件としまして、20万人以上の地方公共団体につきましては、コンセッションなどの検討について着手していただくというようなことを要件化して、取り組みを進めていただくよう促しているところでございます。

3ページをお開きください。今ほど申し上げました検討会でございますが、特にここにありますように、コンセッションですとか、包括委託、新しい取り組みをやっている自治体の方、導入を検討している団体の方に事例発表をしていただき、意見交換をするということで、導入のための課題あるいは解決策をいろいろな自治体の方と共有する取り組みを進めているところでございます。これまでいろいろな自治体の参加が進んできているということで、約2年間で16回、2か月に1回程度ですが、開催をしているところでございます。こういった場面を通じまして、国の最新の取り組みあるいは自治体の最新動向を共有していくことをやっているところでございます。

4ページをお開きください。広域化・共同化推進に向けた目標設定ということで、これにつきましては、昨年、関係4省庁、総務省、農水省、国交省、環境省で地方公共団体の方に要請をしているところでございます。目標として大きく2つございます。左の方は、汚水処理施設の統廃合という形で、ハードの施設について、今後、平成34年までに450地区で統廃合に取り組むという目標を掲げさせていただいています。

併せまして、左側の目標②でございますが、全ての都道府県におきまして、広域化・共同化に関する計画策定を平成34年までに取りまとめていただくということで、まず、今年度は都道府県、市町村が連携して、全ての市町村が参加した形での検討体制を構築していただくということを要請しているところでございます。併せまして、交付金の要件としても、こういう検討着手についても要件化をさせていただいている状況でございます。この中で、ハードの統合だけではございませんで、ソフト、維持管理業務の共同化といったような形で、共同して取り組むことで、今回のテーマでありますPPP/PFIといったものも円滑に進むような環境整備ができてくるものと考えているところでございます。

最後、5ページでございますが、都道府県を中心に取り組みを円滑に進めていただくということで、国土交通省としましては、特に先行的に取り組んでいる5県につきまして、モデルという形で、一緒に検討いたしまして、その検討状況を全国に水平展開していくと

いう形で、各県の取り組みを促してまいりたいということで考えているところでございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山根次長 ありがとうございました。 それでは、先生方から御意見、御質問等ございましたら。

○佐藤評価者 よろしくお願いいたします。

この行政事業レビューは、ある意味、簡単であり、かつ難しい。簡単というのは、ここにいるみんなのベクトルの方向は同じ方向を向いていると思うのです。つまり、これからの下水道は、整備の時代が終わって、これから維持管理の時代あるいは更新の時代に入ってきたときに、その出口は、結局、PFI あるいは広域化でしかない。多分、ほかにはないだろう。広い意味で PPP/PFI、広域化しかないだろう。そういう出口感に関して言うと、多分、ベクトルの方向は合っている。

難しいのは、合っているにもかかわらず、実際、普及しているかというと、そこにかなりの課題があるということだと思うのです。国交省さんの御説明を聞いていても、あるいは内閣府さんの説明を聞いていても、やることはやっていると言うと変ですけれども、研修をやります、財政的な支援をします、広域化に向けた計画も作って、モデルケースも作っています。そうなのだけれども、笛吹けども踊らずではないかもしれませんが、まだまだ前に進んでいるという感じがしない訳ですね。もちろん、浜松市が1つの実施件数になりましたけれども、この後どこが続くのかというのは必ずしもまだ定かではない、となってくると、何がボトルネックなのだろう。つまり、今やられている取り組みの中で取り組みとしてまだ欠けているものがあるのか、あるいはもうちょっと時間がたてば効果が発現すると思っていいのか。このあたりはどういう、相場観と言うと変ですけれども、どのあたりに今、課題があって、どのあたりにまだ、もうちょっと押せばおのずから PPP/PFI が進むのか。その辺の相場観があれば教えていただきたいのですが。

○国土交通省 御指摘がありましたように、PPP/PFI につきましては、特にコンセッションにつきましては、まさに第1号ということでございます。一方で、包括的民間委託については、先ほど御説明しましたように、件数的には 430 件とまだまだ 2割を超えたところではありますが、かなりの実績が上がってきているところでございます。実は、包括委託につきましてもかなり時間がかかりながらここまで来ているところもございます。我々も包括委託についてのガイドラインは平成 10 年代、20 年ぐらいにマニュアルとしてまとめまして、徐々に進めてきて、先行事例が進む中で横展開してきているところでございます。そういった意味で申し上げますと、コンセッションにつきましては、新しい仕組みで、かつこれを下水道という分野でどのように適用したらいいかというのは、各地方公共団体も

悩みながら、でも、チャレンジしなくてはいけないという動きをしていると認識しているところであります。そういった意味で、今回、浜松市で第1号という形でこの事例がスタートできたというのは、非常に大きな第一歩だと思いますし、私どもとしましては、ここで得られたノウハウですとか、下水道でできたという仕組みの部分はしっかり国としてほかの公共団体の方に展開することによって、それを参考にしながら、それぞれの自治体に合ったやり方というのが、このコンセッションを使いながらやれてくるのではないかなという思いで、これから引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○内閣府 内閣府でございます。

先ほどの内閣府の資料の最後のページを御覧いただければと思いますけれども、おかげさまで、この前の通常国会で、6月にPFI 法改正案を御審議いただきまして、成立をいたしました。その中で、3番目の柱としまして、一番下の赤い囲みのところなのですけれども、上下水道限定で、期間も限定ではあるのですが、コンセッションを実施しようという地方公共団体につきまして、事業者の方から運営権対価が入ってくる場合に、残っている地方債の金利の高い部分について繰り上げて返済をする、繰上償還と呼んでおりますが、前倒しで返済する場合に補償金という金利の部分を取られてしまうのですけれども、そちらを免除していただくインセンティブ措置をおかげさまで設けさせていただいております。こちらも今、私どもが全国のブロックごとにPFI 法の改正の説明をして回っているところです。そういったインセンティブ措置も是非活用していただきながら、下水道のコンセッションを各自治体に取り組んでいただけるように我々も PR してまいります。

以上です。

○佐藤評価者 取り組みはわかったのですけれども、やはりどこに、例えば PFI について、包括的民間委託はこれから徐々に進むだろうとしたときに、更にもう一歩進めていただいて、PFI、更に進めていただいてコンセッションとやるときに、どのあたりに自治体がちゅうちょするボトルネックがあるのか。先ほど西のどこかの自治体を御訪問されたときに、やはりちょっとちゅうちょすると。どこに問題があるのだろう。つまり、国と地方の目線が本当に合っているのか。それぞれの自治体に合った PFI や PPP の進め方がある、それはわかるのですけれども、もうちょっと自治体の方にも底上げというか、少し志を高くしてもらわないとこの種の話は進まないと思うのですが、どのあたりに問題があるという理解でよろしいのでしょうか。

○内閣府 おっしゃるとおりで、実際にコンセッションもいろいろな事例がおかげさまで 出てまいりました。先ほどは空港の話しかできておりませんが、小規模な人口4万人ぐら いの自治体でも、福岡県田川市というところですが、コンセッションの制度を使って宿泊 施設なども備えた芸術家を養成する、そういうものも出てきております。実際にうちのスタッフも行って、話を聞いてきたり。

○山根次長 割り込んで恐縮です。下水道の場合。

○内閣府 下水道についても、PFI、包括的民間委託など、徐々に広がってきてはいますので、更にコンセッションというものも、浜松市の話をしましたけれども、今まさにその事例が実際に出来てきているので、浜松市の教えを請いながら、他の自治体も下水道部主催の会議などでノウハウを吸収しているところなので、こういう努力をしっかりやって、各自治体にそんなに難しくないということをしっかり理解していただいて、広がっていってもらえればというところです。

以上です。

○国土交通省 下水道という生活に密着したインフラということで、コンセッションとい う形で運営権を譲渡して、かつ利用料金という形で、ある程度、利用料金制度をどう運用 するかということまで委ねられる可能性がある、制度全体としてはそういうことです。一 方で、下水道につきましては、下水道を一旦引きますと、家庭は必ず接続していただいて、 使用料も必ず払っていただくというのが大原則の仕組みでございますので、こういった中 で、使用料につきましても条例で定めた形でやっているということです。そういう仕組み の中で、果たしてこのコンセッションという仕組みがうまく活用できるのかというのは、 地方公共団体の方ではまだまだ認識が深まっていないというか、検討が深まっていなかっ た部分もあろうかと思います。ただ、今回、浜松市で、一つは処理場という形で、ある程 度管理しやすい部分を、一部を切り出した形で、かつ、利用料金につきましても、使用料 という上限の仕組みを生かしながら、その中での一定割合を運営権者にお渡しするという ような仕組みですとか、あるいは維持管理とセットで改築を長期間でやるということによ って、トータル、今までの包括委託だけではない、維持管理だけではない、改築も含めた 可能性というものが、この事例によって一つ出来たというのは、先ほど申しましたように、 そういう不安を持っている自治体にとっては、これをきっかけにより検討が進む可能性が あるのではないかという認識をしているところでございます。

○横田評価者 つまり、今のお話で言うと、人口減も含めて長期的に考えたときに、コンセッションを検討するのが、事例がなくて進めづらいということでしょうか。

○国土交通省 各自治体におきましては、まさに人口減少を踏まえて、事業をどう効率的 にやっていくか、あるいは自治体側の執行体制もかなり厳しい状況なので、そういった中 でどういうふうに民間と役割分担しながら今後仕事を進めていくかということは、真剣に 皆さん悩んでいらっしゃると思いますし、そういう意味では、一つのツールとしては、コンセッションの可能性はあるということだと思っています。そういった中で、先ほど申しましたように、料金の設定の仕方とか、基本的には使用料は条例で決まっている中で、コンセッションですと、どちらかというと、利用料金の変動ができるような形で、そのかわり、事業リスクなどを運営権者側に渡すというリスク分担と利用料金の自由度みたいなものがあるのですが、どちらかといいますと、下水道につきましては、先ほど申しましたように、人口は確実に減る傾向であります。ただ、一方で、何かをすればそこに人が集まって、運営権者の裁量で人を増やせるわけでもないという事業ということで、そうすると、一定のエリアの中の需要を見込みながら、そこをいかにコストコントロールするかという意味で、このコンセッションという手法で、より効率的な事業執行が、民間に委ねることで出来るということがあれば、こういった仕組みも導入が進んでいくのではないかなと思っているところでございます。

○横田評価者 2つお伺いします。国土交通省さんの中で、人口減少を見据えた立地適正化計画、広域的に減少する中で立地をどう変えていくかという計画を出している自治体が400 ぐらいあるというように聞いております。今の話と下水の場合は、この立地の在り方と下水のこれからの維持管理、撤退に連動してくるところだと思います。現在、PFI を検討されている中で、立地適正化計画など、中長期の計画を立てているところと連動しているのか、若しくは、そういう中長期の計画を立てているところに、よりそぐうのではないかと、そういうところの方が検討が早く進むのではないかと勝手に想像しておるのですけれども、その辺はいかがでしょうかというのが1点。

2つ目が、PFIの検討の中で、内閣府さんのレビューシートを拝見すると、人口 20 万人以上の都市に積極的に検討を進めるような規模の大きな自治体が引っ張っていくというように拝見させていただいています。浜松市の次に進んでいるところが須崎市で、須崎市の場合は人口 2 万人都市。そういう比較的規模感の小さいところでも PFI、コンセッション方式を導入促進する価値は現状どうお考えなのかお聞かせください。

○国土交通省 1点目でございますけれども、まちづくりとの関係という御質問だと思っております。下水道については、まちづくりの中で汚水、雨水を排除あるいは処理しているということで、基本的に10年のみならず、20年、30年などのまちづくりを見ながら、人口を勘案しながら計画を立てております。平成26年に、汚水処理ということで、下水道以外についても、合併浄化槽もありますし、他の施設もありますので、将来の人口減少を踏まえて計画区域の見直しをお願いしているところでございます。見直し結果によって、もう下水道をやらずに浄化槽になったところもありますし、下水の流入量が減少し、下水処理場の規模を縮小したところもありますので、そういう観点から、まちづくりと一体となって今でも計画をして、整備もしているということでございます。

コンセッションの関係でございますけれども、ご指摘頂いた立地適正化計画についても まだ数年ということで、その辺の状況を見ながら、そこを重点的に補助する、支援すると いうことも今後考えていきたいと思っております。

須崎市のような小さい自治体ということでございますが、冒頭の資料にありましたよう に、既に個別の業務ごとの民間委託というのは管理の段階で、小さい自治体は、特に民間 委託に頼りながら仕事を回しているというのが現状であります。そういう意味でいけば、 少しずつ業務をまとめて複数年やる包括委託ですとか、コンセッションという手法で、業 務を東ねることによって民間側の効率的なやり方、創意工夫が生かせる余地が少しでも広 がれば、そういう意味でいくと、小さい自治体においても、まさに全体のコストを下げて いくという意味では、一つ有効であると考えています。一方で、民間側からすると、やは り一定規模の事業を事業化する方がいろいろな効果が出しやすいということがあると思い ますので、その部分につきましては、小さい自治体だと、民間側で魅力的な事業をどのよ うに仕立てていくかという工夫が必要かと思っています。ただ、須崎市の場合は、今回、 PFI 法に基づく民間提案というものも、須崎市が検討する過程の中で提案もありまして、 その検証を踏まえて今回、コンセッションという形にたどり着いているというところでご ざいます。そういう意味でいくと、小さい自治体につきましては、下水道単独なのか、ほ かのものも束ねたようなバンドリングですとか、今回ちょっとテーマになっています広域 化みたいな形で、少し東ねる形で公共側の業務をまとめることで、民間側にも参加意欲が 進むのではないかなというようには考えているところでございます。

○石田評価者 PPP/PFI の推進ということはもう何年も前から叫ばれていて、言葉の端々に PPP/PFI の理解がまだ深まっていないからということで、そもそも論として、こういうものが本当に適用できるのかということを普及していく、布教していくというのですかね。そういう抽象的な話というのが、いまだにそのレベルでやっているのか、それとも、そうではなくて、各自治体の方でどこまでを何年までにやらないと飛躍的に下水道のインフラ整備にお金がかかる時期に入ってしまって、それが市民の方への負担がどのぐらいに増えてしまうということもしっかり計算はされている中で、PPP/PFI の導入に適する、あるいはそれをしたくても、そもそも台帳がしっかりしていないから、それ以上に問題ですと悩んでいるところなのかとか、自治体ごとに何が問題だということを捉まえた上で、PPP/PFIがいけるのに、まだそこのところを具体的にどうしたらいいのかわからないから、そこについて支援するというフェーズなのか、今はどちらのフェーズでやっているのかを教えていただいてよろしいでしょうか。

○国土交通省 そういう意味で申し上げますと、かなり先進的に取り組んでいる自治体は、 自らの今後の事業構造ですとか、自らの体制を踏まえて、どういう経営課題に対応した形 での手法がいいかというのに真剣に取り組むというフェーズになって、そういう中でコン セッションなどを真剣に検討しているという方々も出てきています。そういった方に対しては、我々としても新しい取り組みなので、そういったものに対する知見ですとか、あるいは制度面で何か問題があるかどうかということについてはしっかりお聞きしながら、ネックがあればそれを解消するような取り組みをやっていくということに取り組んでいるところでございます。

一方で、特に小さい自治体の中では包括委託にすらたどり着いていないという自治体も確かに多いという現状でございますので、ここにつきましては、我々としては、しっかり効率的に進めることの底上げは、繰り返しになりますが、しっかりやっていきたいと思っていまして、そういった意味で、昨年度からは各市町村、各ブロックごとに集まっていただいて、そこに我々も直接行って、広域化ですとか、官民連携の取り組み、最新の動きを直接御説明し、促すような取り組みも一歩進んで具体的にやろうとしているところでございます。まだまだたどり着いていないところについては、きめ細かにしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

○山田評価者 きっと問題は、地方公共団体が、下水道事業が将来立ち行かなくなるということについての強い危機感をまだ持っていないことだと思うのです。そのきっかけとなるのが、私は、公営企業会計の導入だと思うのですけれども、話の中では、人口3万人以上の団体は2020年までに適用するということが書いてあるのですが、そうではなくて、今、対象の自治体の中で何団体がもう適用しているのか。3万人以下だったら、何団体の中の何団体が適用しているのか、それがどのように進捗しているかということから話さないと、まずは危機感を持ってくれていないのか、それとも、持っているのかということすら判断できないと思うのですけれども、いかがですか。それに関わって、もう少し質問があるのですけれども、まずそこだけ答えてください。

○総務省 総務省です。お答えさせていただきます。

3万人以上について、下水道については31年度末までに移行するように総務省は要請しておりまして、今年の4月1日現在で99.4%が適用済み又は取り組み中ということで、31年度末までには達成可能です。その他についても恐らくやる見込みとなっておりますので、ほぼ100%に近い数字になろうかと思います。3万人未満につきましては、できる限り移行するよう要請しているところでございますが、その数字は27.6%になります。そこをいかに加速させるかということが我々は課題と思っておりまして、研究会などをいろいろ開いておりまして、それを加速させる方策も今、考えておりますので、今後はそこの部分に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

〇山田評価者 わかりました。3万人以上の団体はもう既に導入されている、あるいはされつつあるということですけれども、では、公営企業会計に基づいて、中期あるいは長期

の経営シミュレーションまできちんと進めている団体はたくさんあるのでしょうか。それをしないと、その年度の会計の帳簿は見えるようになっても、その先が大変なことになるということの自覚ができないと思うのですけれども、そういう意味で、中期計画、長期計画的な視点で、公営企業会計をベースにしてシミュレーション等を行っている団体はあるのでしょうかという質問です。

○総務省 経営のシミュレーションにつきましては、総務省としましては、10年のスパンになるのですが、経営戦略を策定してくださいということでお願いしていまして、それは全て料金や更新、この後の人口、盛衰動向を全部反映した上で、それを踏まえた上で今、何をすべきか、どういう改革をすべきかということをやるようにということで、32年度までに皆さん必ず達成してくださいということでお願いしていまして、それを財政措置の要件にもしているので、かなりの団体が策定しておりますし、取り組んでいるところであります。

○山田評価者 その次なのですが、コンセッションでも PFI でもいいのですけれども、どう考えても規模の経済、例えば汚泥処理を集約化すると考えても、効率的に行うためには広域化が必要だと思うので、今、ターゲットとされているのが3万人以上の団体について公営企業会計をきっちりやってもらって、危機感を持ってもらうという点ではいいと思うのですけれども、むしろターゲットを3万人未満、小さいところにいかに危機感を持ってもらって、自分たちだけでは立ち行かないので、地域で連合を組んで戦おうというようなことを考えてもらおうとすると、むしろそこに的を絞ったような施策が行われていないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○国土交通省 広域化・共同化でございますけれども、先ほど国土交通省の方から説明させていただきました4ページ目でございますが、今年度の交付金の要件とさせていただき、今年度から47都道府県、全ての市町村を入れて広域化・共同化の計画を立て始めていただくということの中で、3万人などの小さいところを大きいところとどう一緒にするかということも、県のリーダーシップのもと検討していただければと思っております。

○石田評価者 先ほどの続きになりますけれども、抽象的な PPP/PFI を導入してくれというのではなくて、個別具体的な PPP/PFI に適するようなところに向けて具体的な支援をしていくというフェーズなのだという話だったと思うのですが、レビューシートの内閣府の4ページ目のところで、資金の流れというものがあって、12 億 9700 万円の内閣府からのこの件に関する予算の中で、Aの地方公共団体の方に 11 億 4700 万円行きましたと。これがコンセッション事業導入に係る検討の調査委託費だということなのですけれども、この中で具体的に話が進んでいるものに使っているものがどのぐらいで、そうではなくて勉強

会というレベルで使っているものというのはどのぐらいなのかというのは分かりますでしょうか。

○内閣府 具体的な案件の事業化の段階になると、地方公共団体の方で取り組んでいただく。むしろ、入り口のこれから検討しようというところにインセンティブといいますか、そういった形で、最初のところを内閣府としては支援しているところがございます。また、内閣府は、、先ほどの須崎市、宇部市、三浦市とか、引き続き、そういったところの検討が深まるように、予算という点では支援を続けるのが難しいのですけれども、我々も実際に訪問したりする形での支援を続けていきたいというところでございます。

○石田評価者 具体的にすると、そこからは地方公共団体なのですよという話なのですけれども、レビューシートの5ページを見ると、支出先上位10者の中の1億円ぐらいのところはもう具体化されている、あるいはされるところということのようで、それ以下を見ていくと、上位10者なので、もっと下だと100万円単位なのかもしれませんけれども、3000万円近くが出ているものがある中で、調査委託費に1億単位のものから3000万円とばらつきが出るのはどういう状況なのでしょうか。

○内閣府 実際に資産の評価ということになると、かなり規模が大きくなります。そういうことで、場所によっては、浜松市は上水道ですけれども、下の宇部市の下水道でも1億円を超えたりということになるのですが、下の3000万円など金額が少ないものについては、個別具体的な自治体の支援もあるにはあるのですけれども、調査業務というところもあります。コンサルタントに発注して、報告書をまとめてもらって、それをまた PPP/PFIを検討している自治体に参考にしてもらうというものでございます。

○石田評価者 それはCの民間の方にお願いしている調査報告ではないのですか。

私が今、お伺いしたのは、具体的に地方公共団体に出している調査、何を言いたいかと言うと、国がどこまでお金を出してあげて、各地方公共団体の方では出し切れないところも含めていかに促進してやるのかというところに効果的にお金が使われていますかという観点からお伺いしたいだけなので、3000万円がいいとか、1億円がいいとか、そういう話では全くないのです。どのようにここのお金を彼らに生かしてもらうために国として出しているのかが聞きたくて、3000万円ぐらいの調査の支援措置がどういうものなのかお伺いしたい。

○内閣府 そういう意味では、自治体の規模によって、先ほどの資産評価ですとか、導入 可能性の調査の規模も変わってきます。そういった中で、打率 10 割となればもちろんいい のですが、先ほどから申し上げているように、多様な選択肢の中から選んでいただくとい うところがありますので、広域化というのも一つの答えとしてあるでしょうし、一方で PPP、更には PFI、更にはコンセッションというところもあって、そういう中で、浜松市は 下水道の方はスタートして、今、上水道の方も水道法の改正を待って検討を進めてきていて。

○石田評価者 すみません。時間が無いところで私ばかりしゃべって。 資産評価をもう少し具体的に教えていただけますか。

もう一つだけ、私の方からは、国交省の方でもいろいろな研修といって別途で予算をとってやっていらっしゃるようなのですけれども、そのあたりの重複感がないか、そのあたりは横で調整をして、いかに具体的なものを早く施策として各地域の方にやっていただくかというところは横串を差して運用しているのでしょうか、というのが2つ目の御質問です。1つは資産評価というのは一体どういうことかということをもう少し具体的に教えてくださいということです。

○内閣府 資産評価は、一言で言うと、地中に埋まっている下水道管がどういう状態にあるのかを調べるものです。下水処理場などもそうです。

○石田評価者 では、それも含めて国交省でもお金を出してやっていないのですか。国交省と横串を差して、そこのところが、下水道という名前のもとに各地域に両方からいろいろな形でお金が出ていると思うのです。それがちゃんと効果的に各地域のインフラ整備に進むようにちゃんと予算が使われるようにコントロールしているのかという観点から、今みたいに資産評価を内閣府でもやっていますというものと、国交省でも下水道の方は支援していますというところが、重複感が無いようにやっていらっしゃるのか教えてもらえますか。さっきの研修と含めて。

○国土交通省 そういう意味で申し上げますと、それぞれ役割分担をして、下水道部でやっているものは、飽くまで下水道ということに特化していますので、下水道についての取り組みをやるということなのですが、我々が持っている予算では、どちらかというと、直接、補助金的な形で出すというよりは、国の方で先ほどの検討会を回していく中で、具体の専門家、コンサルタント等に委託しまして、そういったコンサルタントに自治体の内部検討の段階で、自治体だけで考えてはなかなか進まないという段階のものについて、我々職員、専門家も一緒に行って検討を進めるというような、本当の初期の検討といったものは、このモデル都市のような形でやらせていただいています。それより更に進んで、実際に補助金という形で自ら検討を進めるという段階では、内閣府のメニューですとか、ほかのメニューを使いながらやっているという役割分担をしているものと考えています。

- ○石田評価者 研修は。
- ○国土交通省 それは自治体の職員の研修ということですか。

○石田評価者 そういう意味では、レビューシートの6ページ目のところで、これは国交省の方からで、予算の方で、コンセッション方式に先行的に取り組むということで、法施策検討で PwC や新日本の方にも検討をお願いしているというので、字面だけ見ると重複感があったので。

○国土交通省 これはまさに今日、資料で御説明しました PPP 検討会につきましての運営をやっております。ここにつきましては、2か月に1回、検討会という形で、特に具体的にいろいろな検討を始めている自治体、これは参加していただきたい方にはどなたでも、という形で御案内していますが、来ていただいて、新しい取り組みをしている自治体の事例発表を踏まえた意見交換等をやりながら、それを参考にした課題解決に向けた取り組みをやっていくということを、まさに勉強会の経費としてはやらせていただいております。

○山根次長 ざっくり言うと、国交省は広くやって、内閣府は重点的にやっていくという アバウトな整理でいいですか。

○内閣府 むしろ下水道について所管し、やっているのは国交省なので。内閣府は、いろいるな省庁が所管するいろいろな導入段階の入り口のところの検討の支援をさせていただいているところです。

○左三川評価者 左三川と申します。先ほど山田先生から、下水道が立ち行かなくなるという危機感が自治体側に無いのではないかという御指摘がございましたが、私たち生活者もひょっとしたら危機感が足りないのかも知れないと感じました。そうだとしますと、住民とのコミュニケーションの在り方に工夫の余地があるように思います。例えば、私たちは月々どのくらいの水道料金を払っているかを知っています。ですが、本当に適正な料金を計算しようと思ったら、「将来、下水道管はこのくらい老朽化が進むので、今までと同じように使い続けるにはこのくらいのペースで更新投資をしていかなければいけない」という点も考える必要があります。必要なのは、「自治体の人口動態が今後このように変わっていくということを前提にして、老朽化対策を進めていくと、水道料金として適正な水準はこのぐらいなのですよ」という形で具体的にお示しいただくことではないでしょうか。老朽化していくインフラを次の世代に引き継いでいくには、更新投資に多額の資金が必要になると思います。これまでと同じインフラを今よりも少ない人口で使い続けようと思ったら、利用者の負担が増えるということはある程度はやむを得ません。そのとき、例えば

コンセッションを入れるタイミングで料金を引き上げてしまうと、人々は、コンセッションを入れたから値上げしたんだと誤解しかねません。なので事前に、人口減少や老朽化を前提とすると、本来適正な料金はこのぐらいで、実際にはこのぐらいのコストがかかっているということをお示しいただき、その上で、例えばコンセッションを入れるとこのぐらい節約できる、効率化できるのですよというような形でお話しいただけると、住民の理解も得られやすいのではないかと思いました。

○国土交通省 施設の維持管理の件でコメントさせていただきます。下水道については管きょが約47万キロということでございまして、膨大な管きょがあるわけで、平成27年度に法律改正して、維持修繕基準を作らせていただいております。今、維持修繕の基準に基づき施設の点検方法や頻度を自治体で決めていただいておりますし、また、点検すれば問題があるところが見つかりますので、将来的に修繕あるいは改築はどのくらいのお金がかかるかということを中期的な観点から算出していただいているところです。なるべく住民の方々にわかるようにオープンにすることを進めていきたいと思っております。

〇山根次長 そろそろお時間が迫っていますが、佐藤先生、取りまとめの御準備はよろしゅうございますか。

では、取りまとめをお願いします。

○佐藤評価者 そろそろお時間なので、まずは取りまとめをさせていただいて、追加のコメントがあればよろしくお願いいたします。

今回、下水道事業は、私も冒頭で申し上げたとおり、我々の問題意識はある程度共有されていると思うのです。ただ、やはり気になるのは、先ほど山田先生からお話があったとおり、自治体と危機感が共有されているかどうか。それは恐らく、自治体がこれから長期に人口が減少する中において、果たしてこれからの下水道事業が続くのかどうかということについて、正しい危機感を持っていらっしゃるのかどうか、そこが問われる。それを持つための必要なインフラというものが恐らくは公営企業会計であり、一応、作っているといいますが、経営戦略とか、長期ビジョンなのだと思うのです。

左三川先生から、危機感が共有されていないのは住民とも共有されていないのではないかというお話がありました。それはなぜかと言われると、料金。我々経済学者はよく料金というのはシグナルである、情報だと言うのです。つまり、それは消費者のニーズを伝える情報だし、コストを伝える情報である。今回は正しいコストが利用者に伝わっていないのではないか。あたかも安い、じゃあ大丈夫という、そういう誤った情報を伝えていませんかと。やはり料金というのは適正化させていく必要があるのではないのかというお話があったのだと思います。あとは、細かいですけれども、人口が少ないところでもまだコンセッションの余地があるのではないか。

それを踏まえた上での取りまとめになりますが、大きく3点だと思います。まず全体として言えることですけれども、これからも下水道の広域化・共同化というのは、コンセッションを進める上においても、その前提条件でもありますので、これからも進めていくということ。既に国交省の方でも取り組まれていますけれども、広域化・共同化計画も更に後押ししていくということ。

重複してしまいましたけれども、今、人口3万人以上の団体に適用している公営企業会計の適用は、もちろんこれらの自治体についても進めるとともに、人口3万人未満の自治体についても、適正な料金設定の推進に資するという観点から見ても、正しいコスト意識を持ってもらうという観点からも公営企業会計の適用については今後とも進めていくべきであろうということ。

もう一つは、これは毎回毎回言っていることではありますけれども、やはり事業の効率 化に向けて、下水道のコンセッション化を推進していくべきということ。それの前提条件 として、住民の方々、自治体にも正しいコスト意識を持ってもらいたいので、受益者負担 という原則はやはり徹底してもらいたいということですね。

それから、先ほど何度か石田先生の方からお話がありましたけれども、まず、関係省庁がこれからコンセッションの導入に向けて支援をしなければいけない。それはその通りだと思うのですが、お互いにあまり重複感のないように。あと、立地適正化計画や、下水道の周りにはほかにもいろいろな関連事業、関連計画がありますので、それらと重複感のない形で連携しつつ取り組んでいくということになります。今日は国交省と内閣府が主でしたけれども、総務省も含めて、関連する国の全ての省庁が連携し、関係する計画をちゃんとつなぎ合わせて、下水道のPFIの推進に向けて今後とも尽力していただきたいという形で取りまとめとさせていただきます。

○山根次長 山田先生どうぞ。

○山田評価者 はっと気づいたのですけれども、抜けているものが1個あって、内閣府や国土交通省は、PFI なり、コンセッションなり、どれでもいいのですけれども、例えば3年後までに、5年後までに何団体がそれを実施することを目標としているのでしょうか。その目標が十分高いのか、低過ぎないのかということも検証する必要があるのですけれども、そもそもどのくらいの目標を持っていらっしゃるのかということをよく考えたら聞いていないし、どこにも書いていないような気がするので教えてください。

○内閣府 私どもの方で、PPP/PFI 推進アクションプランというものを策定させていただいておりまして、先ほどの資料でも紹介させていただきました。コンセッションの方の目標になってしまうのですけれども、下水道については、最新の状況として、実施方針を策定、これは自治体が条例を策定する必要があるので、自治体としてやるという判断を議会

や住民の皆様にも御相談した上で行うということになりますけれども、それを 31 年度まで に 6 件ということで。

〇山田評価者 下水道事業を営んでいる団体の数という言い方をすれば、二千幾つの団体 があるわけですね。その中の6件で良いわけですか。

○内閣府 そこなのですけれども、これはもっと増やすべきではないかというお話もあるのですが、そこはやはり、コンセッションはいろいろな官民連携の中で一番ハイレベルと言われてはいますので、そこはステップを踏んで。ただ、包括的民間委託に大分取り組んでいただいているので、出来るだけそういう中から PFI、更にはコンセッションに移っていっていただくということかと。やはり自治体の御判断なので、当然、議会の方々、住民の方々は、民間がやるのは大丈夫なのかと心配する声もありますので、そういった議論をしていただいて、判断をしていただくという中では、これは決して簡単な数字ではないと思っております。実際にまずは浜松市、今、須崎市が次いで実施方針策定までやっているところですので、あと4件というのもなかなか簡単なハードルではないというところです。でも、頑張っていきたいところです。

○佐藤評価者 私が言うのも変なのですけれども、一応、PPP/PFI 推進アクションプランの中に 21 兆円という金額目標があって、その中で、包括民間委託も PPP なので、全く考慮されていないわけではない。金額ベースでは 21 兆円の枠の中に入っているということと、先ほどお話がありますが、6 件は確かに多くはないのですが、ただ、まだ1件なので、なかなかハードルが高い。6 件を達成したら次に考える。実は、同じようなことは、空港がそうなのです。空港は余裕で目標をクリアですから、次の高みを目指しますということになるので、まずは6件が優先ということなのだと思います。

○山根次長 他によろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

これをもちまして、このセッションを終了したいと思います。

これをもちまして、東京の3日間の秋のレビューは終了いたしますが、今週の土曜日、17日午後、山形大学におきまして、社会保障関連の介護サービスの問題と雇用に関係する「ジョブ・カード」の問題について取り上げますので、是非御覧いただきたいと思います。以上で終わります。